

## 旭川市障害者移動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号の規定に基づき、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、外出のための支援を行うことにより障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とした移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(移動支援事業者の指定)

第2条 事業を実施しようとする者は、あらかじめ移動支援事業所指定申請書（様式第1号）を市長に提出し、移動支援事業者としての指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書を提出した者（以下この条において「申請者」という。）が次の各号に定める要件を満たしているときは、移動支援事業者として指定することができる。

(1) 法第36条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15の規定に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受けていること。

(2) 保育士の資格を有している者、特別支援学校教諭の資格を有している者、介護職員初任者研修課程若しくは居宅介護職員初任者研修の修了者又は「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日付障発第0130001号）の規定により居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとして取り扱うことができる資格を有している者を事業に係るサービスの提供者（以下「従業者」という。）として有していること。

(3) サービス提供時に事業者又は従業者が所有する車輛を使用する場合は、道路運送法（昭和26年6月1日法律第183号。以下「道運法」という。）の規定に基づく旅客自動車運送事業（道運法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。）又は自家用有償旅客運送（道運法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送をいう。）の許可又は登録を受けていること。

3 事業を実施しようとする者は、前項各号に掲げる要件のほか、視覚障害者に対するサービスの提供にあつては、視覚障害者に対するガイドヘルパー養成研修修了者が行うよう配慮するものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、指定の可否

を決定したときは、移動支援事業所指定決定通知書（様式第2号）又は移動支援事業所不指定通知書（様式第3号）を申請者に対し、交付するものとする。

5 市長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援事業者としての指定をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が、第4条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（同項の規定による取消に係る通知があった日前1年以内に申請者である法人の役員又は事業を実施していた事業所を管理する者（以下「役員等」という。）であった者で、当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。

(3) 申請者が、第4条第1項の規定による指定の取消に係る通知があった日から当該取消しをする日までの間に次条の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(4) 前号に規定する期間内に次条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前1年以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(5) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び法第77条第1項の規定による地域生活支援事業に関し、不正又は著しい不当な行為をした者であるとき。

(6) 申請者が、旭川市障害者日中一時支援事業実施要綱第2条第4項第2号から第4号までに該当する者であるとき。

(7) 申請者である法人において、その役員等のうちに第2号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(8) その他市長が指定することを不相当と認めたとき。

6 第1項の規定による指定の期間は、当該指定を受けた日から6年とする。

7 前項の規定により指定期間経過後、引き続き事業を実施するときは、改めて第1項の規定による指定を受けなければならない。この場合において、市長が、事業所の運営体制に変更がないと認めたときは、移動支援事業所指定申請書に添付する関係書類の提出を省略するこ

とができる。

(事業の変更等)

第3条 前条第4項の規定による指定を受けた移動支援事業者（以下「事業者」という。）は、申請内容に変更があったとき、又は事業を休止若しくは廃止するときは、事業変更・休止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業変更・休止・廃止承認通知書（様式第5号）を、不適当と認めたときは事業変更・休止・廃止不承認通知書（様式第6号）を事業者に対し、交付するものとする。

3 前項の規定により事業の休止が認められた事業者であって、当該事業を再開しようとするものは、事業再開承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業再開承認通知書（様式第8号）を、不適当と認めたときは事業再開不承認通知書（様式第9号）を事業者に対し、交付するものとする。

(指定の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその効力の全部若しくは一部を停止することができる。

(1) 事業者が、不正の手段により第2条の規定による指定を受けたとき。

(2) 報酬の請求に関し不正があったとき。

(3) 事業者が、不適切な事業運営を行ったとき。

(4) 事業者が、法第50条の規定に基づく指定障害福祉サービス事業所としての指定の取消しを受けたとき。

(5) 旭川市障害者日中一時支援事業実施要綱第4条第1項の規定により指定を取り消されたとき。

(6) 事業者である法人の役員等が、第2条第5項第7号に該当するに至ったとき。

(7) 次条の規定に基づく調査において、不適切な事業運営を行っている認められ、かつ、市長の改善命令に応じないとき。

(8) 正当な理由がなく、次項の規定に基づく調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(9) その他指定の取消しが必要であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又はその効力を停止することを決定したとき

は、事業所指定取消通知書（様式第10号）又は事業所指定停止通知書（様式第10号の2）を当該事業者に対して交付するものとする。

（調査）

第4条の2 市長は、必要があると認めるときは、事業所その他の関係施設に立ち入り関係書類等の提出を求め、事業所の運営状況、事業の実施状況等を調査することができる。

2 前項の規定に基づく調査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（事業の内容）

第5条 この事業の内容は、障害者等の外出に係る次の各号に掲げるものとする。

(1) 個別型支援 従業者1名が障害者等1名に対して支援を行う

(2) グループ型支援 従業者1名が障害者等2名に対して支援を行う

2 サービスの提供範囲は、次の各号に掲げる場合であって、従業者の介助を必要とするときとし、原則として1日で用務を終えるものとする。この場合において、サービスの提供は、原則として障害者等の自宅から始め、当該障害者等の自宅で終えなければならない。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出（官公庁及び金融機関での手続、公的行事及び冠婚葬祭への出席、生活必需物資の購入、医療機関への通院等）

(2) 余暇活動等の社会参加（外食、レジャー、映画鑑賞等）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、サービスの適用範囲から除くものとする。

(1) 通勤、通学、その他目的地において従業者による介助が必要と認められないとき。ただし、主たる介護者が疾病又は入院等の理由により通学の介助を一時的に行うことができないときは、この限りでない。

(2) 障害者等の一時預かりを目的とした外出のとき。

(3) 事業者が主催する活動への参加、又は事業者が所有する施設の利用を目的とした外出のとき。

(4) その他この事業の実施に関し市長が不適当なサービスの提供であると認めるとき。

4 サービスの提供範囲について前2項の規定により難しいときは、市長が別に定める。

（対象者）

第6条 この事業の対象者は、旭川市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者であって、市長が外出時に支援が必要と認めたものとする。

(1) 視覚又は肢体に重度の障害があり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第

15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、又はこの者と同等の障害を有すると認められる者

(4) その他市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第2-2-(3)-①に規定する同行援護の対象者は、この事業の対象者とししないものとする。ただし、対象者が利用しようとするサービスが同行援護で提供できない場合については、この限りでない。

（利用の申請）

第7条 事業を利用とする障害者等又はその保護者及び代理人（以下「利用申請者」という。）は、移動支援事業利用申請書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

（利用の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、移動支援事業支給決定通知書（様式第12号。以下「決定通知書」という。）又は移動支援事業利用不承認通知書（様式第13号）を利用申請者に交付するとともに、支給の決定をした障害者等（以下「利用者」という。）を移動支援事業利用者名簿（様式第14号）に登載するものとする。

（支給決定期間及び更新申請）

第9条 前条の規定による支給決定の期間は、当該決定を行った日から起算して1年とする。

2 利用者が、支給決定の期間満了後、引き続き事業を利用しようとするときは、支給決定期間満了日前60日以内に第7条の規定による申請を行わなければならない。

（利用の変更及び中止）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、移動支援事業利用変更（中止）届（様式第15号）を市長に提出するものとする。

(1) 利用者が、住所等を変更したとき。

- (2) 利用者の心身の状況に大きな変更があったとき。
- (3) 利用者負担額に変更があるとき。
- (4) 利用者が事業の利用を中止しようとするとき。

(支給決定の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給の決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が、第6条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 利用者が、不正又は虚偽の申請により支給の決定を受けたとき。
- (3) その他事業を利用することが不相当であると市長が認めるとき。

(利用の方法)

第12条 事業者は、事業の実施に当たり、利用者と契約書を交わし、直接契約するものとする。この場合において、事業者は、当該利用者の決定通知書により支給の決定に係る事項を確認しなければならない。

(報酬額)

第13条 この事業に対する報酬額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別型支援 30分当たり1,200円
- (2) グループ型支援 利用者1名につき30分当たり840円

2 前項に規定する報酬額は、従業者が利用者を介助し始めてから、介助が終了するまでの時間を基準として算定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間は報酬額の算定から除くものとする。

- (1) 医療機関における診察、治療等に長期間を要する場合であって、従業者が介助することができない時間
- (2) 公共交通機関以外を利用して移動する場合であって、従業者が運転に要している時間

(利用料等)

第14条 市は、前条第1項各号に規定する報酬額の100分の90に相当する額を負担するものとする。ただし、利用者又はその属する世帯が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による被支援世帯（単給世帯を含む。）にあっては、市が報酬額の全額を負担する。

2 利用者は、報酬額から前項本文に定める市が負担する額を控除した額を事業者を支払うも

のとする。

- 3 利用者は、前項に規定する額のほか、当該利用者及び従業者に係る用務先までの交通費、用務先での入場料等の必要経費等を負担するものとする。

(報酬の請求及び支払)

第15条 事業者は、事業を実施した月の翌月10日（実施した月が3月であるときは、3月31日）までに、市長に対し、当該月に係る実施内容を報告するものとする。

- 2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を検査しなければならない。

- 3 事業者は、前項の検査に合格したときは、その報酬を移動支援事業請求書（様式第16号）により請求することができる。

- 4 市長は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、当該請求があった日から30日以内に事業者に対し、市が負担すべき報酬額を支払うものとする。

(苦情解決)

第16条 事業者は、事業に関する苦情処理窓口を設けなければならない。

- 2 事業者は、事業の実施に関し、市長から指導又は助言を受けたときは、必要な改善を行うとともに、当該改善の内容を市長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 事業者は、事業の実施において事故が発生した場合は、速やかに事故に対処し、市長及び保護者等に連絡しなければならない。

- 2 事業者は、事業の実施において賠償すべき事故が起きた場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(遵守事項)

第18条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 事業者は、従業者の資質の向上のために、研修等の機会を確保しなければならない。

- 3 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービスの提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならない。

- 4 事業者は、従業者に変更があったときは、速やかに、その旨を届け出なければならない。

- 5 事業者は、サービスの提供時に事業者又は従業者が所有する車輛を使用する場合においては、当該車輛の運行方法及び手続について道運法の規定に基づき実施しなければならない。

(禁止事項)

第19条 事業者は、事業の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 利用者は、事業に係る利用の権利を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

3 事業者は、利用者の二親等内の親族（姻族を含む。）又は同居の親族を当該利用者に対するサービスの提供に従事させてはならない。

4 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。事業の廃止後又は従業者でなくなったときも、同様とする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成18年度については、支給決定期間の更新に伴う事務作業量の平準化を図るために第9条に規定する支給決定期間を別表のとおりとする。

3 第14条に規定する市の負担割合は平成21年3月31日までの間、報酬額の100分の95に相当する額を負担するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行し、平成20年5月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月24日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 第14条に規定する市の負担割合は平成22年3月31日までの間、報酬額の100分の95に相当する額を負担するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から平成23年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成24年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成25年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において、既に訪問介護に関する1級課程若しくは訪問介護に関する2級課程（以下「旧課程」という。）を修了している者又は施行日の際に現に旧課程を受講中で施行日後に当該旧課程を修了した者については、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第2条第2項第2号に規定する介護職員初任者研修の修了者とみなす。
- 3 施行日から平成26年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成27年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成28年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。
- 3 この要綱による改正後の第14条第1項の規定は、平成26年10月1日から適用とする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成29年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成30年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成31年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成32年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から令和3年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から令和5年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から令和7年3月31日までの間は、旭川市障害者移動支援事業実施要綱第14条第1項中「100分の90」とあるのは、「100分の95」とする。